

処遇改善について

当社は、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された「介護職員処遇改善加算」と介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」、介護職員等のベースアップを実施するための「介護職員等ベースアップ等支援加算」を取得しています。

※令和6年より上記加算が合わさった処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得しています。

・実施対象者

介護職員処遇改善加算に関する手当等：介護職員・相談員（正社員・パート）
介護職員等特定処遇改善加算に関する手当：介護職員・相談員（正社員）
介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員・相談員・リハビリ職員・管理職員
（正社員・パート）

・改善内容

①介護職員処遇改善加算に関する手当

- 1) 処遇改善手当による改善
 - ①常勤介護職員/相談員(月給者) 19,000円/月
 - ②非常勤介護職員/相談員(時給者) 250円～
- 2) 送迎手当 280円/日
- 3) 昇給による改善
4/1を基準にして満1年以上勤務した常勤介護職員
- 4) 賞与による改善
- 5) 以上の賃金改善における法定福利費等の費用

②介護職員等特定処遇改善加算に関する手当の支給

- 1) 特定処遇改善手当による改善
 - 常勤介護職員/相談員で「介護福祉士」の資格を有する 10,000円/月
 - 常勤介護職員/相談員で介護経験が10年以上の勤務実績がある 10,000円/月
- 2) 賞与による改善
- 3) 上記の賃金改善における法定福利費等の費用

③介護職員等ベースアップ等支援加算に関する手当の支給

- 1) 処遇改善支援手当による改善
 - ①常勤介護職員/相談員(月給者) 13,000円/月
 - ②常勤リハビリ職員/管理職員(月給者) 9,000円/月
 - ③非常勤介護職員/相談員(時給者) 30円～
- 2) 賞与による改善
- 3) 上記の賃金改善における法定福利費等の費用

介護職員処遇改善加算の取り組み状況

▶キャリアパス要件

- 要件Ⅰ… ①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めています。
②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。
③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全介護職員に周知しています。

要件Ⅱ… 資格取得のための支援の取り組み内容

- ・ 初任者研修受講費一部負担
- ・ 介護福祉士・実務者研修受講支援（シフトの配慮など）

要件Ⅲ… 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みの内容・経験に応じて昇給する仕組み。

▶職場環境等要件

資質の向上…働きながら資格取得を目指す職員に対する受講支援を行っています。

職業体験の実績もあります。

多様な働き方…子育てとの両立を目指す職員を応援する仕組み。

有給休暇が取得しやすい環境。

その他…非正規職員から正規職員への実績などもあります。